

財務省告示第七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十五年十二月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 競争入札発行 に関する事項
利付国庫債券（二年）（第二百十 五回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二条第一 項及び財政融資資金特別会計法 （昭和二十六年法律第一百一号） 第十一条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、価格競争入札におい て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「 非競争入札発行」という。）	非競争入札発行「という。」

五 募入決定の

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八			七			六																			
		最 低 額 面 金	札 発 行 入	非 競 争 入	口 イ 価 格 競 争 額	口 非 競 争 入	口 イ 入 価 格 競 争 額	イ 入 価 格 競 争 額	口 非 競 争 入	イ 入 価 格 競 争 額																	
平成十五年十二月二十二日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	百 十 億 七 千 六 百 六 十 九 万 二 千 円	六 万 六 千 八 百 五 十 四 億 八 百 三 十	一 兆 六 千 八 百 五 十 四 億 八 百 三 十	十 億 九 千 万 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 百	一 行 の 特 例 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 百	平 成 十 五 年 度 に お け る 公 債 の 発 行	百 万 円	て は 、 額 面 金 額 で 五 百 億 六 千 二	基 づ き 、 額 面 金 額 で 五 百 億 六 千 二	会 計 法 第 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に	千 八 百 一 十 六 千 七 百 四 十 三	金 額 で 一 兆 六 千 三 百 七 十 四 億 三	し た 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 百	二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 百	債 の 発 行 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に	う ち 平 成 十 五 年 度 に お け る 公	億 円 面 金 額 で 一 兆 六 千 八 百 七 十 五	割 り 当 て る 。 、 募 額 を 案 分 に よ り	各 申 込 み の う ち 、 募 額 を 案 分 に よ り	当 て る 。 、 募 額 を 案 分 に よ り	も の か ら 、 そ の う ち 募 額 を 順 次 割 り	各 申 込 み の う ち 募 額 を 順 次 割 り

